

初鹿 明博衆議院議員 衆議院厚生労働委員会にて

不当労働行為について訴える!

3月23日、初鹿明博衆議院議員が厚生労働委員会において、「経営側による組合脱退勧奨の不当労働行為」について質問を行いました。

経営者側が個別の組合員1人ひとりに対して、脱退届のメールを送ったり、脱退届というひな型を持って、脱退をするように勧奨していたことは、労働組合法第7条の第1項、第3項の使用者側に対して禁止をしている不当労働行為にあたるのではないかと。

経営者側が脱退届を持って、これに書くようにということで、労働者に勧奨することは不当労働行為にあたる行為ではないかと。



初鹿衆議院議員

加藤厚生労働大臣

一般論だが、使用者が労働者に対して労働組合から脱退を働きかけることは、不当労働行為として労働組合法で禁止されている。

仮に不当労働行為が行われた場合には、労働組合は都道府県労働委員会に救済命令の申し立てを行う仕組みになっている。

使用者が労働組合からの脱退を働きかけることは、不当労働行為だ!

3月9日、東京地本・八王子地本は東京都労働委員会へ、水戸地本は茨城県労働委員会へ不当労働行為の救済申し立てを行いました。多くの弁護士が、会社による支配介入＝不当労働行為は明らかであり、法的手段で立ち向かい是正するべきだという見解です。今後も、団結権の侵害による損害賠償請求訴訟、現場長に対する個人訴訟、国会質問、記者会見、メディアへの発信など、不当労働行為根絶に向けてたたかいます!